

事 業 名 :

誓 約 書

私は、大阪府住宅供給公社（以下「公社」という。）が大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、公社の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 一 私は、売払い等の契約に際して、大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱第2条第(4)、(5)号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 二 私は、大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱第2条第(4)、(5)号に掲げる者の該当の有無を確認するため、公社から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書及び役員名簿等が公社から大阪府及び大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 四 私が本誓約書一に該当する事業者であると公社及び大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は公社及び大阪府の調査により判明した場合は、大阪府が大阪府暴力団排除条例等に基づき、大阪府ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 五 私は、売払い等の契約に際して、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するもの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

大阪府住宅供給公社理事長 様

平成 年 月 日

入札者・申込者等

- ・ 所在地又は住所
- ・ 事業所名
- ・ 代表者 印
- ・ 代表者の生年月日

共有予定者

- ・ 所在地又は住所
- ・ 事業所名
- ・ 代表者 印
- ・ 代表者の生年月日

共有予定者

- ・ 所在地又は住所
- ・ 事業所名
- ・ 代表者 印
- ・ 代表者の生年月日

(参考)

大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)(抜粋)

第十一条 知事は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
 - 二 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、当該入札参加資格者を公共工事等に係る入札に参加させないこと。
 - 三 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、必要に応じ、その旨を公表すること。
 - 四 公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - 五 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を随意契約の相手方としないこと。
 - 六 公共工事等について元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、当該公共工事等に係る契約を解除すること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、公共工事等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 知事は、前項各号(第三号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 知事は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱(抜粋)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (4) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - イ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(同号ウにおいて「利益の供与」という。)をした者
 - ウ 同号イに定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - オ 事業者で、次に掲げる者((ア)に掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は同号ア、イ、ウ、エのいずれかに該当する者のあるもの
 - (ア) 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - (イ) 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
 - (ウ) 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであつて事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - (エ) 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- カ 同号ア、イ、ウ、エ、オのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公社工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者